新規融資 公募要領 (五次公募)

令和7年度 省エネルギー設備投資利子補給金

2025年11月



利子補給金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う利子補給金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に利子補給金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の利子補給金の交付を申請する方、採択されて利子補給金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」、及びSIIが定める「省エネルギー設備投資利子補給金交付規程(SII-BFA240-01-240401-R。以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で利子補給金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 利子補給金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、利子補給金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、利子補給金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。 なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、利子補給金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、利子補給金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該利子補給金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の利子補給金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな利子補給金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 利子補給金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を 科す旨規定されています。あらかじめ利子補給金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業 の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結させた場合には、利子 補給金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 経済産業省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者との金銭消費貸借 契約は、利子補給金の交付対象とはなりません。
- ⑦ 利子補給金に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、利子 補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑧ SIIは、交付決定後、交付決定した指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、利子補給金の 交付の対象となる融資の概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人事業主を 除く)

一般社団法人環境共創イニシアチブ

- 目 次

1.	事業	概要	
Т	1-1	事業名称	5
	1-2	事業目的	5
	1-3	予算額	5
	1-4	事業実施スキーム	5
	1-5	利子補給対象事業者	5
	1-6	利子補給金の交付の対象となる融資	6
	1-7	交付対象融資額の上限額	8
	1-8	利子補給金の交付の対象となる期間	8
	1-9	利子補給金の交付の対象となる経費	8
	1-10	利子補給金の交付額の計算方法	9
	1-11	融資計画書の提出	9
	1-12	7 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	10
	1-13		10
	1-14		10
	<u>1-15</u>	事業全体スケジュール	10
2.	融資	計画書の提出~交付方針決定	
	2-1	書類受付	13
	2-2	融資計画書の提出	13
	2-3		13
	2-4		14
	2-5		15
	2-6		15
	2-7		16
	2-8		16
	2-9		16
	2-10	個人情報等の取得と利用について	16
3.	交付	申請~交付決定	
	3-1	交付申請	21
	3-2		22
	3-3		22
	3-4	問い合わせ先	22
	3-5	審査	23
	3-6	交付決定	23
	3-7		23
	3-8		24
	3-9	交付決定の取消し、罰則等	24
4.	実績	報告~利子補給金の支払	
	4-1		27
	4-2		28
	4-3		28
<u> </u>	資料		
J.		地定を副機関の業務	0.0
	5-1		30

- 目 次 -

令和7年度 省エネルギー設備投資利子補給金

ŝ.	提出	書類の入力例	
	6-1	(様式第1)融資計画書	32
	6-2	(別添1)融資計画詳細1	34
	6-3	(別添1)融資計画詳細2	35
	6-4	(別添1)融資計画詳細3	37
	6-5	(別添2)役員名簿(利子補給対象事業者)	38
	6-6	(別添3)利子補給金の交付の対象となる経費リスト	39
	6-7	(別添4)エネルギー消費効率の根拠(要件ア)	40
	6-8	(別添5)エネルギー消費原単位の改善根拠(要件イ)	41
	6-9	(別添6)省エネルギー取組の根拠(要件ウ)	42
	6-10	指定金融機関代理人関係届	43
	6-11	省エネ補助金で登録された設備について	45
7.	付録		
	日本標	準産業分類	48
	中小企	業者について	49

1. 事業概要

1-1 事業名称

令和7年度省エネルギー設備投資利子補給金

1-2 事業目的

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資の推進やエネルギー管理の適正化等により、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、令和3年度に策定された「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」による6,200万kl程度の省エネ実現のためには、産業・業務部門等における省エネルギー設備投資を促すこと等により省エネルギーを推進する必要がある。

本事業は、省エネルギーに資する設備投資(以下「利子補給対象事業」という。)を行う民間団体等 (以下「利子補給対象事業者」という。)に対して、沖縄振興開発金融公庫及びSIIが指定する機関(以下「指定金融機関」という。)が行った融資に係る利子補給金を交付する事業である。

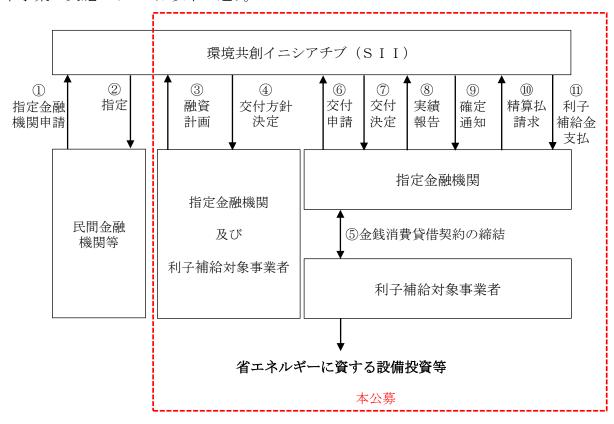
1-3|| 予算額

約2.9億円

※本年度の申請状況を踏まえた5次公募における予算額

1-4 事業実施スキーム

本事業の実施スキームは以下の通り。



1-5 │ 利子補給対象事業者

国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主であること。

┃1−6┃┃利子補給金の交付の対象となる融資

利子補給金の交付の対象となる融資(以下「交付対象融資」という。)は、SIIが以下の(2)に定める要件を満たす利子補給対象事業を行う者に対して、指定金融機関が行う融資とする。

(1)契約内容の要件

- ①利子補給対象事業を実施するための資金について、指定金融機関から受ける融資であること。
 - ※ シンジケートローン及び指定金融機関から融資を受けて利子補給対象事業者に資金を供給 (以下「資金供給」という。)する場合も対象とする。ただし、資金供給する者(以下「資金供給 者」という。)は、利子補給対象事業者と同一企業グループの親会社や金融子会社に限る。
- ② 導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間であって、原則、元金均等返済により融資金が完済される金銭消費貸借契約であること。
 - ※ 金利は、融資期間全体にわたって一定の固定金利であって利子補給金の交付が無い場合 における金利水準以下とする。
 - ※ 元金均等返済とする際、返済額に千円未満の金額が生じる場合は、当該千円未満の金額は 最終弁済時に計上すること。
 - ※融資の返済日は原則、単位期間の最終日(3月10日、9月10日)と一致するように設定すること。
 - ※ SIIは指定金融機関に対して、融資条件等の変更などにより、利子補給金の額が変更となり、 既に交付した利子補給金が変更後の利子補給金を超える場合、その超える部分の利子補 給金の返還を命ずる。

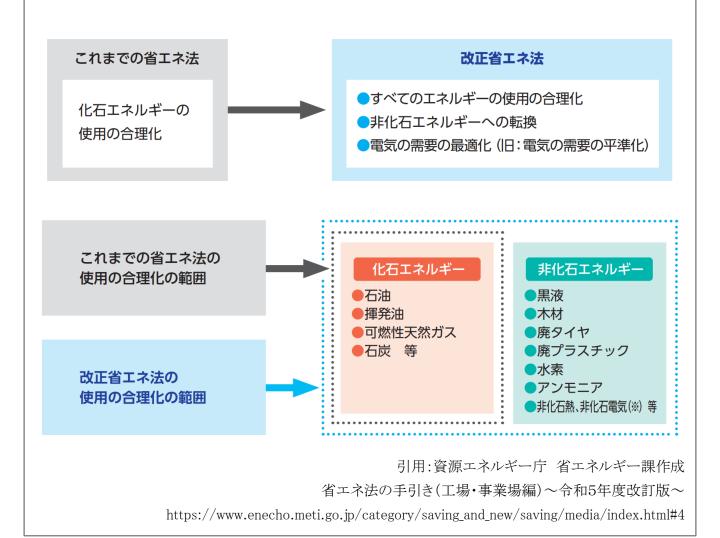
(2)利子補給対象事業の要件

利子補給対象事業は、次の(ア)~(ウ)のいずれかの要件を満たすこと。

- (ア)エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。
- (イ)<u>省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単</u>位が1%以上改善される事業。
- (ウ)<u>データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する</u> 事業。
- ※ 要件(ア)、(イ)ともに、既設設備を更新する場合は対象外とする。
- ※ 利子補給対象事業の実施場所は、日本国内でエネルギー管理を一体で行う特定された1つの 工場・事業場とする。
- ※ 要件(イ)での申請は、設備の新設・増設後において、生産量が増加し、かつエネルギー使用量が増加する事業に限る。
- ※ 利子補給対象事業に係る契約・発注は2025年度以降であること。ただし、過年度において採択された利子補給対象事業については、この限りではない。
- ※ 導入する省エネルギー設備は、以下を全て満たすこと。
 - ・兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
 - 中古品でないこと。
 - ・その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。
- ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業所でないこと。 -6-

非化石エネルギーの取り扱いについて

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)は、一定規模以上の(原油換算で1,500kl/年以上使用する)事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネ取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。2050年カーボンニュートラル目標や2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けては、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要があります。また、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化(ディマンドリスポンス[DR])を行うことが求められています。このため、省エネ法ではこれまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めてきたところ、今後は非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律に変わります。



※本事業では、非化石燃料を使用する設備を対象としており、燃料消費を伴わない太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーに係る設備は対象外とする。

※非化石エネルギーについても、エネルギーとして原油換算が必要となるので注意すること。

利子補給対象事業の1事業あたりの交付対象融資額の上限額は、100億円とする。

利子補給金の交付対象期間は、最長10年間とする。

1-9 | 利子補給金の交付の対象となる経費

利子補給金の交付の対象となる経費は、利子補給対象事業に係る以下の経費とする。

設計費	省エネルギー設備等の導入に必要な機械装置の設計費、システム設計費等。
設備費	省エネルギー設備等の購入に必要な経費。
工事費	省エネルギー設備等の導入に不可欠な工事に要する経費。 ※工事実施に伴う工事用図面等の経費は、設計費に含めず、工事費に含めること。

※以下の経費については補助対象外とする。

- SIIが補助対象外と判断した経費
- 外構工事費(十木工事等)、建築材料等の事業に関係のない工事費
- •消費税
- 予備費、事務手続費

|1-10|| 利子補給金の交付額の計算方法

利子補給金の額は、利子補給対象事業の実施に必要な資金について、指定金融機関から受けた 融資の残高に利子補給率を乗じたものとする。

(1)利子補給率

利子補給金の額を算出するために交付対象融資の残高に乗ずる利子補給率は以下のとおりとする。

融資利率の範囲	利子補給率
0.011(1.1%) ≦ 融資利率	利子補給率 ≦ 0.01(1%)
0.001(0.1%) ≦ 融資利率 < 0.011(1.1%)	利子補給率 ≦ 融資利率 − 0.001(0.1%)
融資利率 < 0.001(0.1%)	利子補給率 = 0

(2)利子補給金の額の算定方法

利子補給金の額は、次に掲げる算式をもって、単位期間ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

【算式】

利子補給金の額 = A
$$\times \frac{B}{365} \times C$$

- A:交付対象融資の単位期間における融資残高
- B: 交付対象融資の単位期間における融資残高の存する日数
- C:利子補給率
- ※利子補給金の公募総額が予算額を上回る等の場合、申請した利子補給率より小さい値が適用されることがあり、上記の算式により求められた利子補給金の額を下回ることがある。
- ※利子補給金の額は、小数点以下(1円未満)は切り捨てとする。

(3) 単位期間

SIIが定める期間(6か月)を単位期間とする。

(単位期間 I)2025年3月11日から2025年9月10日までの期間

(単位期間Ⅱ)2025年9月11日から2026年3月10日までの期間

ただし、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

1-11 融資計画書の提出

指定金融機関及び利子補給対象事業者は、交付対象融資について、SIIが別に定める日までに 融資計画書を提出すること。

|1-12||利子補給金の交付方針の決定

SIIは、融資計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、交付又は不交付の方針を決定するとともに、その結果を方針決定通知書により指定金融機関及び利子補給対象事業者に通知する。

|1-13|| 交付の申請

方針決定通知書を受けた指定金融機関は、利子補給対象事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後、速やかに交付申請書をSIIに提出すること。

|1-14|| 他の国庫事業との重複

本利子補給金と、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。

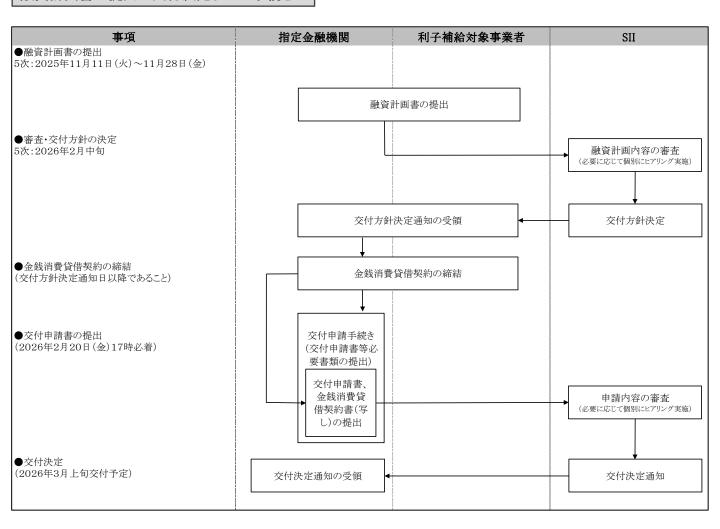
税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口に問い合わせのこと。

|1-15||事業全体スケジュール

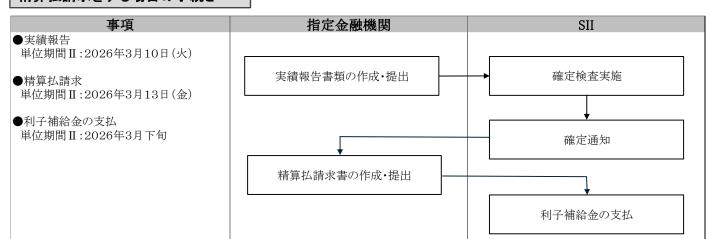
事業全体のスケジュールは以下の通り。

5次公募は精算払請求による利子補給金の支払とする。

融資計画書の提出~交付決定までの手続き



精算払請求をする場合の手続き



2. 融資計画書の提出~ 交付方針決定

2-1 | 書類受付

(1) SIIは、融資計画書の受け付けを行う。

SIIホームページ(https://sii.or.jp/rishihokyu07/)に関連情報を随時公表する。

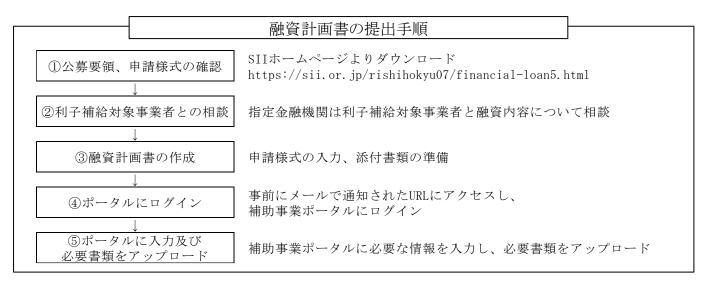
(2)受付期間

5次:2025年11月11日(火)~11月28日(金)

※当該計画書の内容を審査し、交付又は不交付の方針を決定する。

2-2 | 融資計画書の提出

- 指定金融機関及び利子補給対象事業者は、利子補給対象事業を確実に実施するため、事業全体の計画を十分に確認した上で、融資計画書を共同で提出すること。
 - ※シンジケートローンの場合、アレンジャーとなる指定金融機関及び利子補給対象事業者と共同で 融資計画書を提出すること。
 - ※資金供給の場合、指定金融機関、資金供給者及び利子補給対象事業者の3者共同で融資計画書を提出すること。
- 指定金融機関は、補助事業ポータルのアカウント情報を取得し、当該アカウントを用いて補助事業ポータルにログインの上、必要情報の入力及び必要書類をアップロードすること。
- 指定金融機関は、融資計画書の提出後、内容に変更があった場合、速やかにSIIへ報告を行うこと。



2-3 │ 補助事業ポータルのアカウント発行

SIIは、金融機関単位で補助事業ポータルのアカウントを発行する。

- ※補助事業ポータルのログインに必要となるアカウント情報 (ID、パスワード) は、電子メールにて通知するため、大切に保管すること。
- ※補助事業ポータルの利用開始はリリース後にSIIよりアナウンスする。
- ※補助事業ポータルへアクセスすることができない場合はSIIへ連絡すること。

2-4 | 提出書類

提出書類一覧は以下の表のとおり。

	融資計画書 提出書類一覧								
No	提出書類	ファイル 形式	ファイル名	備考					
	融資計画書(SII指定書式)								
1	(様式第1)融資計画書								
2	(別添1)融資計画詳細1								
3	(別添1)融資計画詳細2								
4	(別添1)融資計画詳細3								
5	(別添2)役員名簿(利子補給対象事業者)	Б. 1		・利子補給対象事業者の情報をご入力ください。					
6	(別添3)利子補給金の交付の対象となる経費リスト	Excel	融資計画書_利子補給対象事業者名						
7	(別添4)エネルギー消費効率の根拠(要件ア)								
8	(別添5)エネルギー消費原単位の改善根拠(要件イ)			・対象となる要件の情報をご入力ください。					
9	(別添6)省エネルギー取組の根拠(要件ウ)								
10	個人情報の取得及び利用に関する同意書			・補助事業ポータルで申請する場合は、不要となります。					
			添付書類(自由書式)						
11	見積書	PDF	見積書	(別添3)利子補給金の交付の対象となる経費リストの整合性が確認できる見積書を添付してください。 ・作成日、作成者、宛先等が明記されている状態としてください。 ・費用の記載箇所がわかるようにマーカーや付箋等で印をつけてください。					
12	省エネ計算の裏付け資料	自由	省エネ計算の裏付け資料_(資料名)	 ・設備のカタログや仕様書又は実測データ、図面等の省エネ計算の裏付け資料を添付してください。 ・作成者が明記された状態としてください。 ・省エネ計算根拠の記載箇所がわかるよう、マーカー等で印をつけてください。 					
13	経営革新計画の承認企業であることの承認書の写し (任意)	PDF	経営革新計画の承認書	 ・審査の評価項目として中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画の承認を受けた企業が実施する利子補給対象事業であれば、加点対象となります。 ・該当する場合は、経営革新計画に係る承認書の写しを添付してください。 ・実績報告時に経営革新計画の達成状況について報告いただきます。未達成であっても、利子補給金に影響はございません。 					

<提出書類の留意点>

- ・書類は原則、補助事業ポータルにて提出してください。(提出方法は公募要領13ページに記載)
- ・本様式には、補助事業ポータルでの入力項目が一部含まれています。融資計画書の作成に際し、便宜上含めておりますため必要に応じてご利用ください。

<省エネ計算の裏付け資料について>

- ・導入設備が、令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金(以下、省エネ補助金)で、別途登録済みのユーティリティ設備、
- またはトップランナー設備(エアコンディショナー、産業用モータ、照明器具、変圧器)である場合、
- 省エネ量計算ツールで表示される見込み省エネルギー量を用いることができます。また、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料が提出不要となり、 手続きが簡素化できます。

同、省エネ補助金で登録済みの生産設備(工作機械、プラスチック加工機、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン)である場合、製品情報証明書を提出することで、 上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の裏付け資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。 なお、審査の過程で追加資料等を求める場合がございます。詳細についてはSIIへお問い合わせください。

・省エネ量計算ツールでは、以上の設備に加え、要件ウ「データセンターのクラウドサービス活用」について、簡易的な計算ができます。(使用は任意です)。

2-5 | 書類提出先と締切日

提出書類一式(14ページ参照)を以下の期限までに提出(必着)すること。

5次:2025年11月28日(金)17時

- ※指定金融機関は、補助事業ポータルに必要書類をアップロードすること。
- ※補助事業ポータルへアクセスすることができない場合はSIIへ連絡すること。
- ※必要書類は指定されたファイル名でアップロードすること。
- ※SIIは、提出書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった 一連の業務遂行のためのみ利用し、申請者の秘密は保持する。

▶ 複数行、複数回の融資の場合

1つの利子補給対象事業に紐づく融資であれば、複数行、複数回で交付申請が可能なため、融資計画書は、融資ごとに指定金融機関及び利子補給対象事業者で共同提出すること。

▶ 指定金融機関の代理人関係届の提出 ※任意

指定金融機関は、代理人関係届をSIIに提出することにより、各金融機関で1名に限り代理人を 選任することができる。

代理人は、交付規程で定める様式及びSIIが別に指定する文書等において代表者に代わることができる。

2-6 問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ

事業第1部

令和7年度「省エネルギー設備投資利子補給金」の申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-4460

受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

事業ページURL: https://sii.or.jp/rishihokyu07/



二次元バーコード

2-7 │ 審査

SIIは、融資計画書の内容について以下の項目に従って審査を行う(必要に応じて指定金融機関及び利子補給対象事業者へヒアリングを実施)。SII内に設置した有識者で構成される外部委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行い、予算の範囲内で交付方針の決定をする。

【審查項目】

- ・融資計画の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・融資計画の内容が、利子補給対象事業の要件(6ページ参照)を満たしていること。

【評価項目】

・中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画の承認を受けた企業が実施する 利子補給対象事業であること。

2-8 文付方針決定通知書

審査の結果については、交付方針決定通知書の発出をもって、指定金融機関及び利子補給対象事業者に通知する。

なお、SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結された場合には、 利子補給金の交付対象とはならないため注意すること。

5次:2026年2月中旬

2-9 融資計画書の変更

指定金融機関は、交付決定を受ける前に、融資計画書の内容に変更が生じる場合には、速やかに SIIにその変更内容を報告し、SIIの指示を受けなければならない。

- ※変更内容によっては交付決定の方針が変更となる場合がある。
- ※代表者(代理人含む)、事業者名又は住所等が変更となった場合は、変更届を提出する必要があるため、必ずSIIへ連絡すること。

2-10 個人情報等の取得と利用について

(1)個人情報の取得について

SIIは、執行する令和7年度省エネルギー設備投資利子補給金(以下「本事業」という。)の実施のため、以下「(2)」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得する。これらの取得した情報を、「(3)」に記載する利用目的で利用し、「(5)」に記載する範囲・目的で提供することに、指定金融機関は同意するものとする。

SIIの個人情報保護方針は以下を確認すること。

https://sii.or.jp/privacy

(2)取得する情報

SIIは、本事業の実施期間に以下の情報を取得する。

- ア)指定金融機関の情報
 - ①氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の指定金融機関情報
 - ②その他、本事業に必要な情報
- イ) 指定金融機関経由で提供を受ける利子補給金対象事業者の情報
 - ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等
 - ②融資額、融資利率、融資期間、返済条件等の融資情報
 - ③エネルギー消費量(基準値、計画値、実績値)、発電量、売電量、買電量等のエネルギー 使用情報
 - ④製品名、型番、性能値等の設備情報
 - ⑤その他、本事業に必要な情報

なお、指定金融機関がSIIに提供する上記の情報に、指定金融機関が自ら取得した個人情報が含まれる場合、特に上記イ)の利子補給金対象事業者の情報は、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとする。

(3)利用目的

SIIは「(2)」で取得した情報を以下の目的で利用する。

- ①本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握
- ②省エネルギー効果の計算・把握
- ③SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④上記の目的に付随する業務

(4)第三者への提供について

SIIは「(2)」で取得した情報を、以下の場合及び「(5)」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、本人に同意を得たものに限る。

- ①法令により提供を求められた場合
- ②人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5)本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに^{※1}提供する。各 提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な 契約締結を行うか、利用規約等の明示を行う。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	本事業の申請状況、効果分析その他省エネに資する調査、 研究等	(2) ア)①② イ)①②③④⑤	メール、Webストレージ	
一般	指定金融機関名、交付決定事業者名(法人のみ)、事業内容、交付決定金額の確認	指定金融機関名、 事業者名(法人の み)、事業名、交付 決定金額	SIIホームページへの掲載	
学校法人、行政 機関、研究開発 を業とする法人	・ 学術・研究・調査・商品/サービス開発等	(2)イ)①の住所 のうち、市区町村 まで、③	メール	提供先の会社名、連絡先を取得した上で、利用目的を明示し、同意を取得した方のみ
経済産業省、及 びその業務委託 先、独立行政法 人、大学その他の 研究機関・施設等 機関	・効果的な政策立案及び政策の 効果検証(EBPM)	(2) ア)①② イ)①②③④⑤	メール、Webストレージ	

- ※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う。
- ※2「(8)」に示す外部委託先は提供先として扱わない。

(6) 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等で省エネルギー分野における技術やサービスのさらなる向上に寄与することを目的として、「(2)」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合がある。提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得する。SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下を確認すること。https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

(7)個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがある。

(8)外部委託

SIIは「(2)」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがある。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行う。

(9) 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは下記の相談窓口まで連絡すること。請求内容を確認し、対応を行う。

<相談窓口>

一般社団法人環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp

3. 交付申請~交付決定

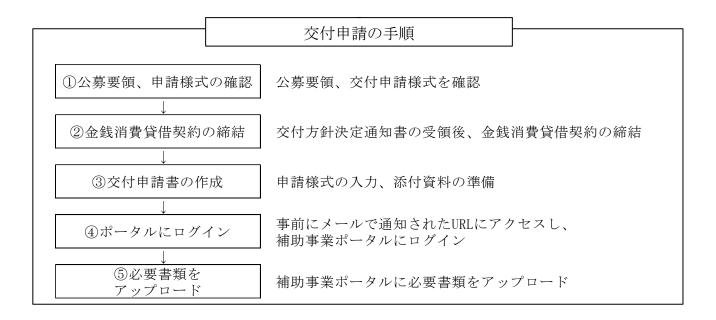
3-1 │ 交付申請

(1)交付の申請

交付方針決定通知書を受けた指定金融機関は、利子補給対象事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後、速やかに交付申請書を作成し、補助事業ポータルから交付申請を行うこと。

(2)交付申請書の提出期限

2026年2月20日(金)17時必着とする。



- ※4次公募までのスケジュールと異なり、期限も短いため注意すること。
- ※SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結させた場合には、 利子補給金の交付対象とはならないため注意すること。

3-2 提出書類

提出書類一覧は以下の表のとおり。

	交付申請 提出書類一覧						
No	提出書類	ファイル 形式	ファイル名	備考			
1	(様式第3)交付申請書(新規融資案件)	Excel	新規融資分_交付申請書_受付番号				
2	金銭消費貸借契約証書の写し	PDF	契約証書_受付番号	・金銭消費貸借契約書に保証人の名前が記載されている場合は、 該当部分を黒塗りにしてご提出ください。			

3-3 書類提出先と締切日

金銭消費貸借契約を締結後、速やかにSIIに提出すること。 なお、交付申請書類の提出期限は、2026年2月20日(金)17時必着とする。

- ※指定金融機関は、補助事業ポータルに必要書類をアップロードすること。
- ※必要書類は指定されたファイル名でアップロードすること。

3-4 | 問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ

事業第1部

令和7年度「省エネルギー設備投資利子補給金」の申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-4460

受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

事業ページURL: https://sii.or.jp/rishihokyu07/



二次元バーコード

3-5 審査

SIIは、交付申請書の提出があったときは、当該申請書を以下の項目に従って審査を行う。 また、必要に応じて申請者へのヒアリング、現地調査等を行う。

【審查項目】

融資計画書の内容と一致していること。

(融資期間、融資契約金額、利子補給率が融資計画書と交付申請書で一致していること。)

3-6 | 交付決定

SIIは、審査の結果、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、指定金融機関に対し、交付決定通知書の発出をもって、利子補給金の交付決定について通知する。

3-7 公表

交付決定後、指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、事業実施場所、利子補給金交付決定額をSIIのホームページ等に掲載する。ただし、利子補給対象事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該利子補給対象事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

なお、交付決定等(指定金融機関名、事業者名、利子補給金額等)の内容は、国のgBizINFO(ジービズインフォ)においてオープンデータとして原則公開される。(法人番号のない者(個人事業主)を除く。)

ジービズインフォ: https://info.gbiz.go.jp/

3-8 対交付決定後の変更

指定金融機関は、交付決定の通知を受けた融資について、融資条件等を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けること。

- ※返済計画に変更が生じた場合には、速やかにSIIへ相談し、判断を仰ぐこと。
- ※計画変更等についてSIIの承認を得ることなく、当初の計画の内容と異なる融資を行っていた場合、 利子補給金の支払いが認められない場合がある。
- ※変更内容によっては、承認されない場合があるため、留意すること。

3-9 │ 交付決定の取消し、罰則等

指定金融機関及び利子補給対象事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 補助金適正化法第17条第2項の規定による交付決定の取消し。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、不正の内容の公表。

4. 実績報告~ 利子補給金の支払

4-1 精算払請求をする場合の手続き

- 指定金融機関は、補助事業ポータルを使用して申請書類を提出すること。
- ※本公募においては精算払請求のみであるため留意すること。
- ※補助事業ポータルへアクセスすることができない場合は、SIIに連絡すること。
- ※必要書類は指定されたファイル名でアップロードすること。

(1)実績報告等

指定金融機関は、SIIへ実績報告書を以下の期限までに提出(必着)すること。 単位期間 II:2026年3月10日(火) 17時

※ 実績報告に当たっては、利子補給対象事業に係る設備又はサービス等の検収・支払、 及び使途等の確認を行うこと。

(2)利子補給金の額の確定

SIIは、実績報告書を受理した後、書類検査及び必要に応じて現地調査等を行い、利子補給金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、確定通知書により指定金融機関に通知する。

(3)精算払請求書の提出

指定金融機関は、SIIへ精算払請求書を以下の期限までに提出 (必着)すること。 単位期間 II: 2026年3月13日(金) 17時

(4)利子補給金の支払い

SIIは、精算払請求書を受理した後、指定金融機関へ利子補給金の支払いを行う。

4-2 実績報告時の提出書類

提出書類一覧は以下の表のとおり。

	実績報告 提出書類一覧					
		ファイル 形式	ファイル名	備考		
1	(様式第9)実績報告書	Excel	新規融資分」実績報告書。受付番号			

4-3 精算払請求時の提出書類

提出書類一覧は以下の表のとおり。

	精算払請求 提出書類一覧						
		ファイル 形式	ファイル名	備考			
1	(様式第11)精算払請求書	Excel	新規融資分_精算払請求書_受付番号				

5. 資料

5-1 | 指定金融機関の業務

指定金融機関は、本事業において以下の業務を行わなければならない。また、SIIや事業者からの問い合わせや不備対応等に対し、確実に対応すること。

- 1. 利子補給対象事業を検討する利子補給対象事業者に対し、本事業内容・要件について詳細な 説明を行うとともに、融資計画書の提出を行う場合には、提出する内容が公募要領の要件を満た していることを確認し、融資計画書をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
- 2. 融資計画書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を 速やかに行う。
- 3. SIIより送付する交付(又は不交付)方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者へ審査結果を速やかに通知する。
- 4. 交付方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者と金銭消費貸借契約の締結を行う。
- 5. 金銭消費貸借契約を締結した後、交付申請書に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
- 6. 利子補給対象事業者との金銭消費貸借契約に係る取引証憑をSIIが確認できるようにする。
- 7. 交付申請書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を 速やかに行う。
- 8. SIIより送付する交付決定通知書を受理した後、交付対象融資の内容、利子補給対象事業の内容に変更が生じる場合、速やかにSIIに報告し、その指示に従う。
- 9. 利子補給対象事業に係る省エネルギー設備又はサービス等の検収・支払、及び使途等の確認 を行う。また、利子補給対象事業の実施に係る証憑をSIIからの求めに応じて提出できるよう保管 する。
- 10. SIIから利子補給金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を提出する。
- 11. 実績報告書等に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
- 12. 実績報告書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類検査上必要な対応を 速やかに行う。必要に応じてSIIが行う現地調査にも対応する。
- 13. SIIより送付する利子補給金の額の確定通知書を受理した後、利子補給金の精算払請求書を 提出(概算払金額と交付確定額が同額の場合は不要)する。
- 14. 利子補給対象事業の完了後、原則として、交付方針決定時の計画省エネルギー効果の達成を確認する。
- 15. 経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合は、速やかに対応する。
- 16. 本事業に関連する資料を、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存する。SIIより閲覧及び提出の依頼があった場合は、速やかに対応する。

6. 提出書類の入力例

6-1 □ (様式第1)融資計画書



令和7年度省エネルギー設備投資利子補給金

融資計画書

省エネルギー設備投資利子補給金交付規程(SII-BFA240-01-240401-R。以下「交付規程」という。)第3条の規定する交付対象融資を行うため、交付規程第6条の規定に基づき、融資計画について下記のとおり提出します。

6-1 (様式第1)融資計画書

例

記

1. 融資名称 _ _

○○○○○○○にともなう融資

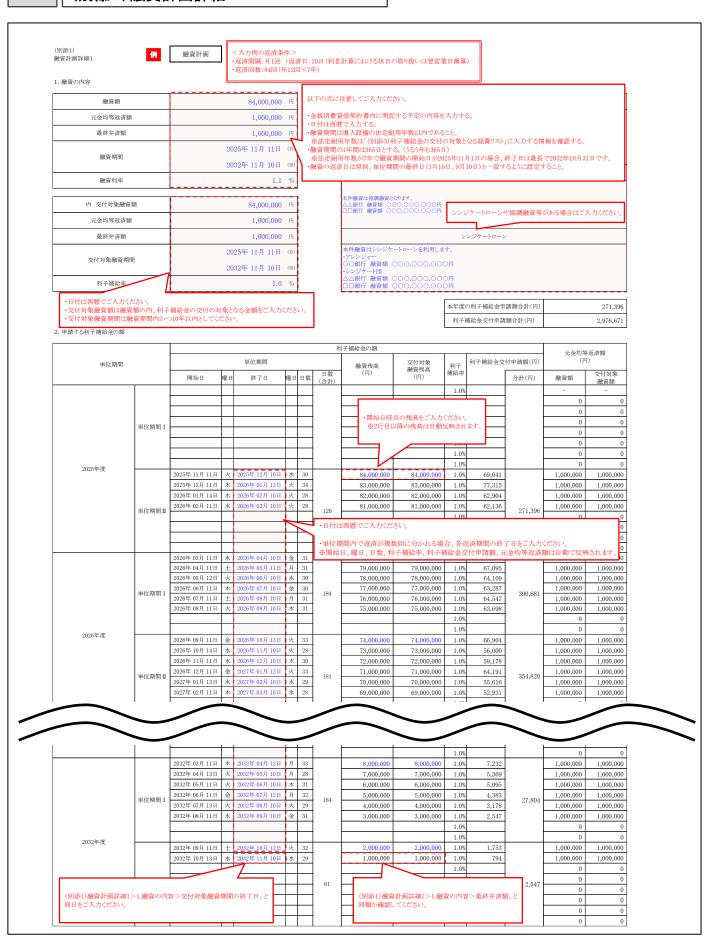
) 資金使途が分かる名称をご入力ください。

2. 融資計画の内容

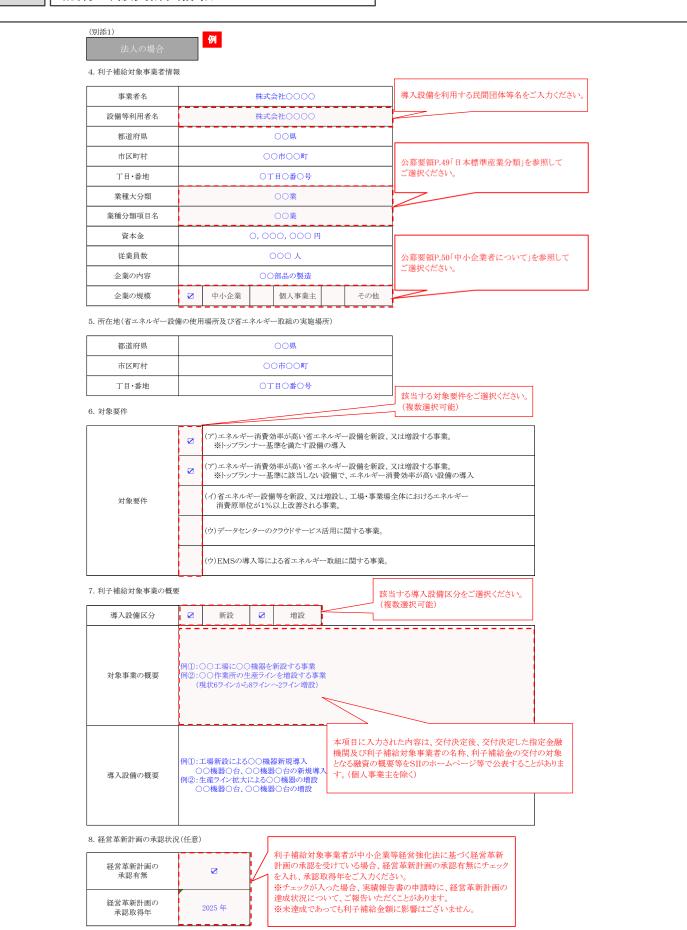
※(別添1)融資計画詳細 参照

(注)この申請書には、SIIが指示する書面を添付すること。

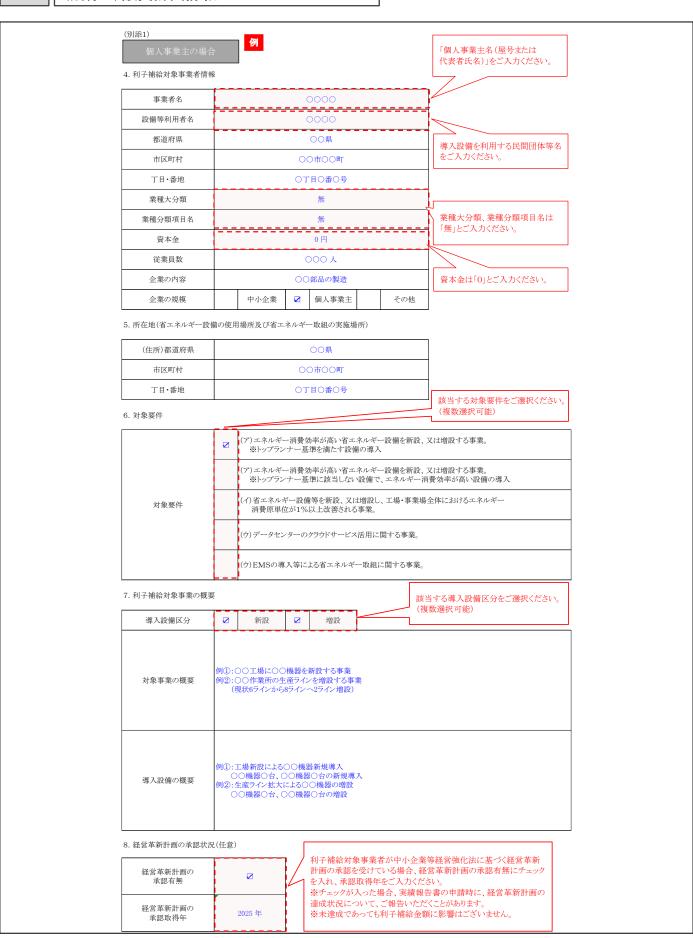
┈(別添1)融資計画詳細1



6-3 □ (別添1)融資計画詳細2



6-3 │ (別添1)融資計画詳細2



6-4 (別添1)融資計画詳細3

(別添1)

融資計画詳細3



本提出書類に関する問い合わせ先

指定金融機関

担当部署等	○○○○部			
担当者名	00 00			
連絡先電話番号	00-000-000			
連絡先e-mail	0000@0000			

利子補給対象事業者

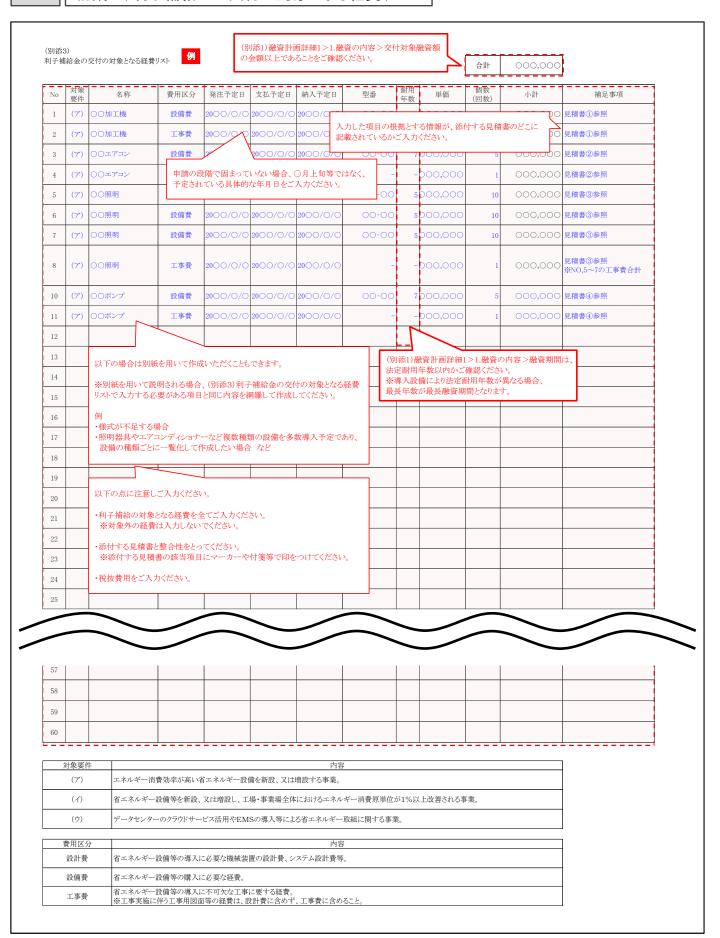
担当部署等	○○○○部			
担当者名	00 00			
連絡先電話番号	00-000-000			
連絡先e-mail	0000@0000			

6-5 (別添2)役員名簿(利子補給対象事業者)

別添2) 投員名簿(利子補給	対象事業者) 例	※特	段のご! 	事情がた	正式名称をご入力ください。 (略名や㈱、同上は不可)				
T 5 (1.1)	T (7 ()# (1)		生年月日			lul mil	A 41 5		
氏名(カナ)	氏名(漢字)	和暦	年	月	目	性別	会社名	役職名	
000 000	00 00	S	30	03	04	M	株式会社〇〇〇〇	代表取締役	
	$\triangle\triangle\triangle$ $\triangle\triangle$	S	40	01	10	M	株式会社〇〇〇〇	取締役	
		S	45	12	12	M	株式会社〇〇〇〇	取締役	
			<個人事業主の場合> 【会社名】 ・「個人事業主名(屋号または代表者氏名)」をご入力ください。 ・所属がない場合は、「なし」とご入力ください。 【役職名】 ・「代表」をご入力ください。						
	加が可能です。								
•行 级 か)	足りない場合は、29	11日より	上の作	」を選択	べし、行	の押人	xx110 (\/\tan\)		

役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空げ)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空げ)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を入力すること。 また、外国人については、氏名漢字欄はアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。

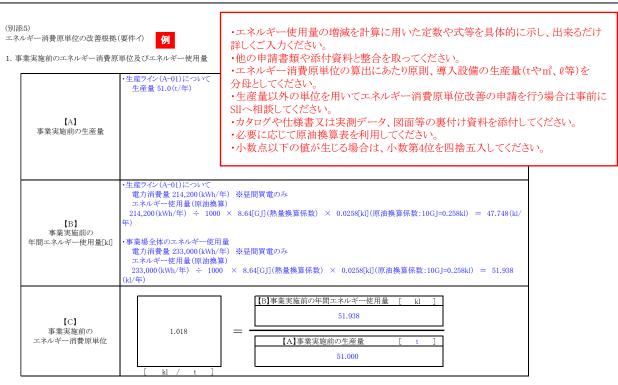
|(別添3)利子補給金の交付の対象となる経費リスト



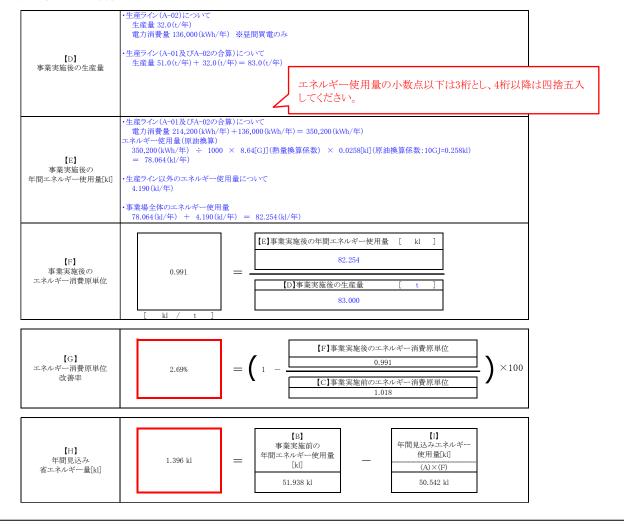
6-7 (別添4)エネルギー消費効率の根拠(要件ア)

0.400 //								
8.485	%		29.617	%				
0.125	kl/年		0.758	kl/年				
見込み省エネルギー量(A 見込み省エネルギー量: 油換算係数) = 0.1248… ※算出根拠は、申請者自:	560.000[kWh/年] ÷ 1,000 kl/年] う手計算した見込み省エネ	章[kl/年]する。 間電力: 千kWh/8.64]×原油換算係数[10GJ=0.25) × 8.64[GJ](熱量換算係数) ÷ 10 × 0.258[kl](ルギー計算を記載してもよい。	見込み省エネルギー量[k 原 見込み省エネルギー量: 換算係数) = 0.7579…[ki ※算出根拠は、申請者自	3,400[kWh/年] ÷ 1,000 > /年] 6手計算した見込み省エネル	章[kl/年]する。 間電力: 千kWh/8.64]×原油換算係数[10GJ=0.258] × 8.64[GJ](熱量換算係数)÷ 10 × 0.258[kl](原油 ルギー計算を記載してもよい。			
560.000	kWh		3400.000	kWh				
6040.000	kWh	6600.000 kWh	8080.000	kWh	11480.000 kWh			
2010.000	I	2000.000		T				
4台 = 年間エネルギー 年間エネルギー使用量	使用量[kWh]	台数 4台 = 年間エネルギー使用量[kWh] 年間エネルギー使用量:6,600kwh/年	導入設備の1サイクルあ	Wh/年]	- 代前モデルの1サイクルあたりの電力使用量 [kWh] × 年間想定サイクル数 × 導入台数 2 台 = 年間エネルギー使用量[kWh/年] 年間エネルギー使用量:11,480kWh/年			
道入設備の年間電力体	田尋[レWh]×道入台数	一代前モデルの年間電力使用量[kWh] × 導	代入し、年間エネルギー		年間の想定サイクル数を200回として以下の式に 代入し、年間エネルギー使用量[kWh/年]を算 出。			
年間電力使用量:1510kWh		年間電力使用量:1650kWh	○○製品を加工する際 使用量:20.2kWh	の1サイクルあたりの電力	○○製品を加工する際の1サイクルあたりの電力 使用量: 28.7kWh			
4	台	4 台	2	台	2 台			
00-00		00-00	00-00	1	00-00			
株式会社〇〇		株式会社〇〇	株式会社〇〇〇		株式会社〇〇〇			
冷凍冷蔵庫	***	冷凍冷蔵庫	○○加工機	. •••	○○加工機			
エネルギー消費効率ので	改善。 設備	一代前モデル		載されたことにより、工具交 設備	を換時等の機械停止時の消費電力量を削減。 一代前モデル			
カタログの51ページ 追加資料「○○一覧表」			追加資料「○○一覧表」	追加資料「○○一覧表」				
基準エネルギー消費効:	率		1サイクルあたりの電力を	1サイクルあたりの電力使用量				
○○kwh/年								
2A 冷凍冷蔵庫 縦型								
トップランナー基準を満れ	とす設備の導入		トップランナー対象範囲	外でエネルギー消費効率	が高い設備の導入			
		l		4	4			
例	トップランナー基準を	満たす設備の入力例	一代前:	一代前モデルと比較してエネルギー消費効率が高い設備の入力例				

6-8 (別添5)エネルギー消費原単位の改善根拠(要件イ)



2. 事業実施後のエネルギー原単位及びエネルギー使用量



6-9 (別添6)省エネルギー取組の根拠(要件ウ)



3. 見込み省エネルギー量の算出

年間見込み省エネルギー率[%]	23.00
年間見込み省エネルギー量[kl]	6 329

No	製品名	型番	年間見込み	年間見込み省エネルギー量	篁
110	3200-0	ш	[%]	[kl]	#HIME
1	データセン ターのクラ ウドサービ ス	○○データ センター	23.00	6.329	算出根拠は、省エネ量計算ツールの「6.クラウドサービス活用(要件ウ)」を利用。 データセンター移行前システムの推計消費電力量:123,456kWh/年 PUE値の改善率:23% 上記を以下の式に代入し、見込み省エネルギー量[kWh/年]を算出。 ・見込み省エネルギー量[kWh/年] = 推計消費電力量[kWh/年] × 改善率[%] 見込み省エネルギー量[kWh/年]を以下の式に代入し、原油換算[kl/年]。 ・見込み省エネルギー量[kWh/年]を以下の式に代入し、原油換算[kl/年]。 ・見込み省エネルギー量[kl/年] = 見込み省エネルギー量[kWh/年] ÷ 1000 × 8.64[GJ](熱量換算係数) × 0.0258[kl](原油換算係数:10GJ=0.258kl) 見込み省エネルギー量:6.329kl/年 見込み省エネルギー章:6.329kl/年 見込み省エネルギー率:23.0%/年
2					・データセンターのクラウドサービス活用の場合は、 見込み省エネルギー量、見込み省エネルギー率を 算出してご入力ください。

|6-10|| 指定金融機関代理人関係届

例

2025 年 〇〇 月 〇〇 日

一般社団法人 環境共創イニシア

代表理事 殿

- ・西暦で入力してください。
- ・指定金融機関の決定通知書の右上に記載されている日付よりも後の日付を入力してください。
- ・代理人名にて最初に提出する書類の提出日よりも以前の日付を入力してください。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

名 称 株式会社○○銀行

・指定金融機関の申請(様式1)の金融機関情報と入力内容を統一してください。

一 代表取締役 【代表者等名

00 00

令和7年度省エネルギー設備投資利子補給金

指定金融機関代理人関係届

令和7年度省エネルギー設備投資利子補給金に係る当行の代理人について、下記のとおり届出ます。

|6-10|| 指定金融機関代理人関係届



|6-11|| 省エネ補助金で登録された設備について

導入設備が、令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金(以下、省エネ補助金)で、別途登録済みのユーティリティ設備、またはトップランナー設備(エアコンディショナー、産業用モータ、照明器具、変圧器)である場合、省エネ量計算ツールで表示される見込み省エネルギー量を用いることができます。また、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。

<製品型番登録の検索画面イメージ>



<省エネ量計算ツールのイメージ>



※ユーティリティ設備の製品情報証明書はございません。

同、省エネ補助金で登録済みの生産設備(工作機械、プラスチック加工機、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン)である場合、製品情報証明書を提出することで、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の裏付け資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。

< 製品型番登録の検索画面イメージ>



<製品情報証明書のイメージ>



- ※省エネ補助金で登録済みの設備は省エネ補助金のSIIホームページ(https://sii.or.jp/setsubi06r/search/) から検索が可能です。
- ※審査の過程で、追加資料等を求める場合がございます。
- ※本利子補給金における省エネ補助金で登録された設備の取り扱いについては、以下の問い合わせ窓口へお問い合わせください。(利子補給金担当:03-5565-4460)

7. 付録

◇日本標準産業分類 ※融資計画書を作成する際にご覧ください。

	大分類	中分類	分類項目名		大分類	中分類	分類項目名
Α	農業,林業	01	農業		卸売業,小売業	53	建築材料,鉱物・金属材料等
		02	林業		(続き)		卸売業
В	漁業	03	漁業(水産養殖業を除く)			54	機械器具卸売業
		04	水産養殖業			55	その他の卸売業
С	鉱業,採石業,	05	鉱業,採石業,砂利採取業			56	各種商品小売業
	砂利採取業					57	織物・衣服・身の回り品小売業
						58	飲食料品小売業
D	建設業	06	総合工事業			59	機械器具小売業
		07	職別工事業(設備工事業を除く)			60	その他の小売業
		08	設備工事業			61	無店舗小売業
Е	製造業	09	食料品製造業	Ţ	金融業,保険業		銀行業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業				協同組織金融業
		11	繊維工業				貸金業,クレジットカード業等
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)				非預金信用機関
		13	家具・装備品製造業			65	金融商品取引業,商品先物取引業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業			66	補助的金融業等
			印刷・同関連業				保険業(保険媒介代理業,
			化学工業			01	保険サービス業を含む)
		17	石油製品·石炭製品製造業	K	不動産業,物品賃	68	不動産取引業
		18	プラスチック製品製造業		作動座来,初 面員 貸業		不動産賃貸業・管理業
		19	ゴム製品製造業				物品賃貸業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業	L		71	学術・開発研究機関
		21	窯業・土石製品製造業	-11-	学術研究,専門・技		専門サービス業(他に分類され
		22	紫		術サービス業		ないもの)
		23	非鉄金属製造業		M 2 2 3 3 K		広告業
		24	金属製品製造業				技術サービス業(他に分類され
		25	はん用機械器具製造業			11	ないもの)
		26	生産用機械器具製造業	м	宿泊業,飲食サー	75	宿泊業
		27	業務用機械器具製造業		ビス業	76	飲食店
		28	電子部品・デバイス・電子回路				持ち帰り・配達飲食サービス業
		20	製造業	N	生活関連サービス		洗濯・理容・美容・浴場業
		29	電気機械器具製造業	- '	業,娯楽業	79	その他の生活関連サービス業
		30	情報通信機械器具製造業				娯楽業
		31	輸送用機械器具製造業		教育,学習支援業	81	学校教育
		32	その他の製造業	\dashv			その他の教育、学習支援業
F	電気・ガス・熱供		電気業	Р	医療,福祉		医療業
1	給•水道業		ガス業	_ *			保健衛生
			熱供給業				社会保険・社会福祉・介護事業
			水道業		複合サービス事業		郵便局
G	情報通信業		通信業	_ ~			協同組合(他に分類されないもの)
٦	旧私应旧未		放送業	R	サービス業(他に	88	廃棄物処理業
			情報サービス業		分類されないもの)	89	自動車整備業
		40	インターネット附随サービス業	$\exists \parallel$			機械等修理業
			映像・音声・文字情報制作業	\dashv		91	職業紹介·労働者派遣業
П	運輸業,郵便業		鉄道業 鉄道業	\dashv			その他の事業サービス業
11			道路旅客運送業	\dashv			政治・経済・文化団体
			道路貨物運送業	$\exists \parallel$		94	宗教
			水運業	$\exists $			その他のサービス業
			航空運輸業	$\exists \parallel$			外国公務
		47	倉庫業		公務(他に分類さ		国家公務
			<u> □ ■未</u> 運輸に附帯するサービス業	$\dashv \mid \cdot \mid$	れるものを除く)		地方公務
			郵便業(信書便事業を含む)	\dashv		30	<u>プロファ 4477</u>
т	卸売業,小売業	50	野 (保育) (保育) (保育) (保育) (保育) (保育) (保育) (保育)	Т	分類不能の産業	0.0	
1	PER JUAN, 4 JUAN		繊維•衣服等卸売業		74 VX 1 HU 1/15/	99	刀炽小比ツ性未
				\dashv			
		52	飲食料品卸売業		1		

▶ 中小企業者について

本事業においては、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に準じて、以下のとおり 中小企業者を定義する。

光 红	下記のいずれかを満たしていること					
業種	資本金	従業員数				
①製造業、その他	3億円以下	300人以下				
②卸売業	1億円以下	100人以下				
③小売業	5千万円以下	50人以下				
④サービス業	5千万円以下	100人以下				

- ※ 業種の類型については、日本標準産業分類第14回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて(https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf)を参照のこと。
- ※ 資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。
- ※ ただし、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。
 - ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・ 小規模事業者。
 - ※ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。
 - ・交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の 課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。
- ※融資計画書を作成する際にご覧ください。

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡窓口 一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 利子補給担当

TEL:03-5565-4460

https://sii.or.jp/rishihokyu07/ <受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)> 通話料がかかりますのでご注意ください。